

令和5年度

# 学童保育利用料助成のお知らせ

福井市では、学童保育（児童クラブ）を利用するひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、支払った利用料の一部を助成しています。

令和5年度の利用料助成に関する手続きを、次のとおり案内しますので、該当する方は期限までに申請書類の提出をお願いします。

## 1 対象者（以下のいずれかに該当する方）

- （1）児童扶養手当受給者世帯
- （2）母子家庭等医療費等助成制度を受けている世帯
- （3）世帯に属するすべての方が住民税非課税である世帯
- （4）生活保護受給世帯

## 2 助成内容

助成額	備考
支払った利用料の2分の1 (月額2,500円を上限)	◆ おやつ代は除きます。 ◆ 行事等に伴う実費負担分や保険加入分、利用料振込手数料等も対象外となります。

## 3 手続き方法

保護者の方が、下記の書類を放課後児童育成室へ直接提出してください。児童クラブでは申請を受け付けていませんのでご注意ください。

### ◆ 申請書類について

申請書は、放課後児童育成室や、利用している児童クラブで配布しています。

### ◆ 提出書類について

- （1）福井市学童保育利用者利用料助成申請書
- （2）市が学童保育利用料の納入状況を確認することへの同意書
- （3）申請者名義（保護者名義）の振込先口座通帳の写し 又は キャッシュカードの写し
- （4）助成金を受けるための対象となることわかる次のいずれかの書類（必須）

対象世帯	添付書類
児童扶養手当受給者世帯	児童扶養手当証書の写し
母子家庭等医療費等助成制度を受けている世帯	母子家庭等医療費等受給者証の写し
世帯に属するすべての方が市町村民税所得割非課税である世帯	令和4年度及び令和5年度の世帯全員分の非課税証明書 ※①
生活保護受給世帯	保護決定通知書の写し

- （5）学童保育事業者が発行した利用料領収書 ※②

注意事項（※①）令和4年1月1日時点で福井市に住民登録がある方は添付不要です。  
令和4年1月1日以前に福井市以外で住民登録があった方の市町村民税課税状況は、福井市では確認できませんので、申請する方が必要な年度の非課税証明書を用意してください。（発行にかかる手数料は申請者負担）

注意事項（※②）「(2)市が学童保育利用料の納入状況を確認することへの同意書」を提出する場合は添付不要です。ただし、同意しない場合は、利用料領収書の提出が必要となりますので、利用している放課後児童会・児童クラブに領収書の発行を依頼してください。

◆ 提出先（持参・郵便どちらでも可）

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市役所本館6階  
福井市教育委員会事務局 学校教育課 放課後児童育成室

◆ 提出期限

令和5年9月29日（金）

## 4 助成金の支払い

支払済みの利用料に対する助成金の振込みは、次のとおり予定しています。

- (1) 令和5年4月～令和5年9月分 令和5年11月下旬
- (2) 令和5年10月～令和6年3月分 令和6年3月下旬

## 5 その他

- (1) 助成対象は令和5年4月分からの利用料です。助成適用は当該年度に限り有効です。
- (2) 申請書の提出が上記期限に遅れた場合、助成金の振込時期が遅くなります。
- (3) 令和5年度の申請受付最終締め切りは、令和6年2月16日（金）です。この期日を過ぎると、令和5年度分の助成金の申請及び支払いはできません。
- (4) 放課後児童クラブに利用料の滞納がある場合、助成の対象となりません。
- (5) 1日毎に料金を計算・納付されている場合は助成の対象となりません。
- (6) 助成要件に該当しなくなった場合、速やかに放課後児童育成室に届け出てください。
- (7) フリクションなど、消えるインクのペンは使わないでください。
- (8) 書類に不備があった場合、訂正や追加書類の提出をお願いすることがあります。

お問い合わせ

〒910-8511  
福井市大手3丁目10番1号  
福井市教育委員会事務局  
学校教育課 放課後児童育成室  
☎0776-20-5566

